

一般社団法人グラミン日本

Code of Conduct(行動規範)

1. 行動規範の管理運営

1.1. 法令および本規範等の遵守

役職員に適用される本規範その他の当法人の内部規則(以下「本規範等」といいます。)の遵守は、委任・雇用条件の重要な一部をなしています。

それぞれの職務に適用される法令または本規範等に違反した場合は、解任・解雇を含む懲戒処分を課せられることがあります。

1.2. 違反報告義務

本規範の適用者は、それぞれの職務に適用される法令または本規範等に違反した場合または違反するおそれがある場合、自分自身が関与したか否かにかかわらず、その旨を当法人の役職員に速やかに報告しなければなりません。

1.3. 誓約

本規範の適用者は、本規範を読み、理解し、これを遵守しなければなりません。

2. 人権の尊重

2.1. 不当な差別の排除

当法人は、人材募集、雇用、委任、訓練、昇進に当たり、人種、信条、宗教、皮膚の色、国籍、出身国、年齢、性別、身体障害その他当法人の正当な利益に関係のない要素を排除するというポリシーの遵守を確約します。

2.2. 働きやすい職場環境

当法人は、差別やハラスメントのない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を構築・維持することに努めます。本規範の適用者は、性的な誘惑や行為や言動、人種的または宗教的な中傷や冗談、特定の信条、思想または宗教の一方的強要または勧誘、あるいはその他の敵対的な職場環境を生むようないかなる言動や行為も行ってはなりません。

3. 誠実、公明な業務行為

3.1. 公正な業務遂行

本規範の適用者は、常に、顧客、取引事業者、競合者、当局および他の役職員と、公正にかつ誠意をもって接することに努めなければなりません。

3.2. メディア、広報

当法人に関するマスメディア対応は、IR 担当部門が行うものとし、当法人の事前の承諾を得た場合を除き、他の者は、その方法のいかんを問わずマスメディアへ当法人に関する情報を提供してはなりません。

3.3. 機密情報の取り扱い

本規範の適用者は、当法人の業務および活動に関する情報、役職員に関する情報その他の機密情報の機密を保持しなければなりません。特に、個人情報については、個人情報保護法その他の法令および本規範等を遵守して取得し、利用しなければなりません。

3.4. 接待・贈答

接待および贈答品の授受は、業務上必要な場合に、法令および本規範等を遵守し、日本の商習慣および社会通念に照らして適切な範囲で実施するものとし、以下の事項は禁止とします。

(1)公務員・みなし公務員・外国公務員等に対し、贈賄とみなされうる贈答・接待等の行為を行うこと

(2)職務上利害関係のある者に対し不適切な接待・贈答を提供すること

3.5. 会計処理手続、記録、報告

本規範の適用者は、会計処理および業務上の記録・報告について、本規範等に定める手続を遵守しなければなりません。

3.6. マネー・ローンダリング禁止

本規範の適用者は、マネー・ローンダリングに関する法令および本規範等を遵守しなければなりません。

3.7. 反社会的勢力との関係遮断

本規範の適用者は、取引関係を含め反社会的勢力の不当要求に対しては毅然かつ断固として拒絶し、反社会的勢力への資金提供、事案を隠蔽するための裏取引等は一切行ってはなりません。反社会的勢力から接触を受けた場合は、個人で対応せず所定の手続きに従って速やかに関係部署に報告・相談し、組織として対応しなければなりません。また、警察、弁護士等の外部専門機関とも積極的に連携します。

4. 個人としての行為

4.1. 利益相反

本規範の適用者は、当法人と利益相反を生じる、あるいは、そうみなされる行動は避けなければなりません。

4.2. 当法人の資産保護

当法人の資産は、当法人の目的のためだけに用い、その権限を与えられた者だけが利用することができます。

5. 修正・変更

本規範等が修正又は変更された場合には、ご本人の同意を得なくとも、修正又は変更後の本規範等が適用されるものとします。

平成 30 年 9 月 13 日制定